

○ 貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(貸金業務取扱主任者登録簿の記載事項等) 第二十六条の五十一 法第二十四条の二十五第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 本籍（日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロに規定する地域をいう。以下同じ。））及び性別</p> <p>〔二〕四 略</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>(貸金業務取扱主任者登録簿の記載事項等) 第二十六条の五十一 〔同上〕</p> <p>一 本籍（日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍）及び性別</p> <p>〔二〕四 同上</p> <p>2 〔同上〕</p>

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第 10 号 (第 26 条の 51 関係)

貸金業務取扱主任者登録簿

登録番号 登録年月日

[1]~(3) 略]

(4)本籍 性別

(日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍等)

[5]・(6) 略]

財務 (支) 局長 () 第 号

知事

(記載上の注意)

[1 ・ 2 略]

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第 11 号 (第 26 条の 52 関係)

年 月 日

金融 庁長 官

殿

貸金業協会会長

氏名

貸金業務取扱主任者登録申請書

私は、貸金業務取扱主任者の登録を受けたいので、貸金業法施行規則第 26 条の 52 の規定により申請します。

[図略]

[略]

[略]

[略]

フリガナ

本 籍

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第 10 号 (第 26 条の 51 関係)

貸金業務取扱主任者登録簿

登録番号 登録年月日

[1]~(3) 同左]

(4)本籍 性別

(日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍)

[5]・(6) 同左]

財務 (支) 局長 () 第 号

知事

(記載上の注意)

[1 ・ 2 同左]

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第 11 号 (第 26 条の 52 関係)

年 月 日

金融 庁長 官

殿

貸金業協会会長

氏名

貸金業務取扱主任者登録申請書

私は、貸金業務取扱主任者の登録を受けたいので、貸金業法施行規則第 26 条の 52 の規定により申請します。

[同左]

[同左]

[同左]

[同左]

フリガナ

本 籍

(日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍等)	
[略]	
[略]	

(記載上の注意)
[略]

別紙様式第 22 号 (第 30 条の 30 関係)

(日本産業規格 A 4)
年 月 日提出

業務に関する報告書
第 期 (年 月 日から)
年 月 日まで

金融庁長官 殿
提出者 (郵便番号)
所在地
電話番号 () -
商号又は名称
代表者又は管理人の役職氏名
目 次

- [1～13 略]
(記載上の注意)
- [1・2 略]
- [1～4 略]
- 5 役員の氏名等
[表略]
- (記載上の注意)

(日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍)	
[同左]	
[同左]	

(記載上の注意)
[同左]

別紙様式第 22 号 (第 30 条の 30 関係)

(日本産業規格 A 4)
年 月 日提出

業務に関する報告書
第 期 (年 月 日から)
年 月 日まで

金融庁長官 殿
提出者 (郵便番号)
所在地
電話番号 () -
商号又は名称
代表者又は管理人の役職氏名
目 次

- [1～13 同左]
(記載上の注意)
- [1・2 同左]
- [1～4 同左]
- 5 役員の氏名等
[同左]
- (記載上の注意)

<p>1 [略]</p> <p>2 役員が外国人である場合は、「住所」については、<u>国籍等</u>及び日本における住所を記載すること。 [3・4 略]</p> <p>[6～13 略]</p>	<p>1 [同左]</p> <p>2 役員が外国人である場合は、「住所」については、<u>国籍</u>及び日本における住所を記載すること。 [3・4 同左]</p> <p>[6～13 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記による。</p>	